

低所得の妊婦に対する 『初回産科受診料助成』について



深川市では、低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげることを目的として、低所得の妊婦を対象に初回産科受診料を助成いたします。

対象者

妊娠判定に係る初回の産科受診時及び申請時に深川市に住民票を有し、以下に該当する方が助成の対象となります。

- ① 妊娠の兆候（月経がこない、つわりがある、基礎体温が高温、市販の妊娠検査薬で陽性反応が出た等）が認められる方。
- ② 医療機関やその他関係機関等と深川市が必要に応じて支援に必要な情報を共有することに同意できる方。
- ③ 妊娠期から育児期に必要な支援を受けることに同意できる方。
- ④ 住民非課税世帯または生活保護受給世帯の方。
- ⑤ 所得状況の確認のため、世帯の課税状況を確認することに同意できる方。



○助成対象費用

妊娠判定に要する診察・問診・検査費用（医師が必要と判断したもの）の自己負担額を助成します。

1回の妊娠判定につき上限1万円とし、自己負担額と上限額を比較して低い金額を助成します。（※1回の妊娠につき1回のみ申請となります）

○申請方法

方法① 産科受診する前に申請をする場合（深川市立病院を受診する場合も同様）

→『低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援授業給付申請書』を市に提出してください。（対象となる方に「利用承認通知書」をお渡しします）

方法② 申請をする前に受診済みの場合（償還払いが適応の場合）

〈手続きに必要なもの〉

1. 深川市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業給付請求書
2. 初回産科受診の医療機関が発行した領収証、診療明細書の写し（氏名、診療年月日、医療機関名等の記載がされているもの）
3. 振込先口座情報の確認ができるもの（通帳、キャッシュカードなど）の写し
4. その他市長が必要と認める書類

※何かわからないことがあれば、申請の有無にかかわらず、妊娠・出産・育児に関する困りごとなど、お気軽に[健康推進係](#)までご相談ください。